

## 不要になった情報機器の廃棄でお困りではありませんか？

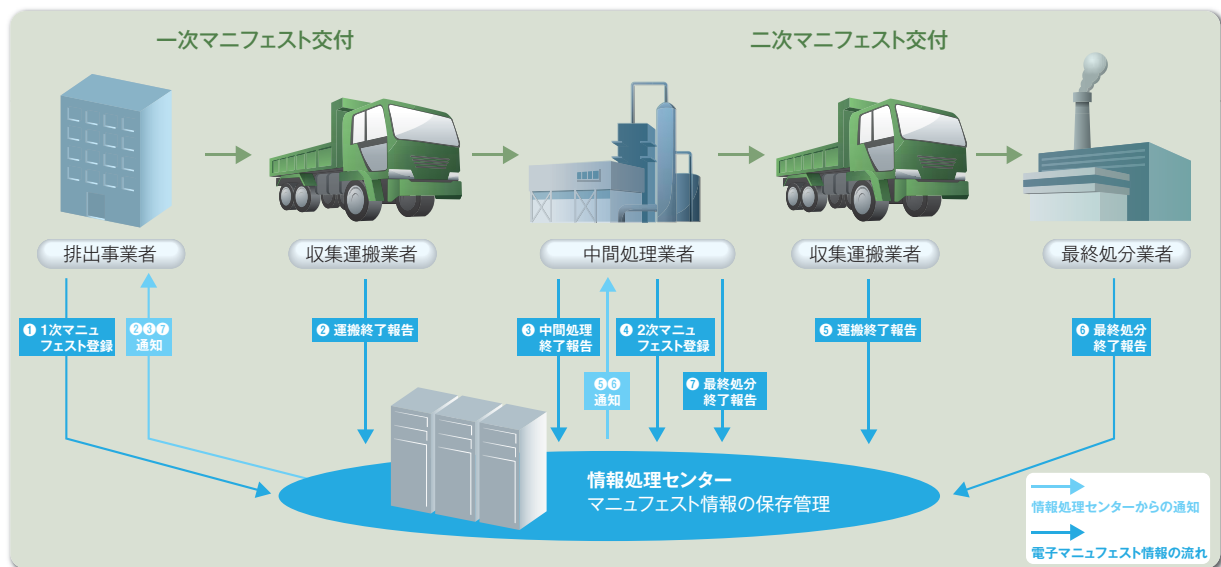


### マニフェストの発行・管理も含め、 廃棄処理工程をすべてお引き受けします。

産業廃棄物は「廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃掃法)」により規制されています。  
不要になった情報機器の廃棄も例外ではなく、法令を順守するためには、さまざまな手続きが求められています。

#### 情報機器の廃棄に必要な手続き

- 廃棄業者の選択・発注
- 産業廃棄物管理票(一次マニフェスト)の発行
- 収集運搬業者からの報告受理
- 中間処理業者からの報告受理
- 中間処理業者が交付する二次マニフェストによる最終処分終了の報告
- マニフェストを5年間保管



すべてをIBMがお引き受けします。

## 循環型社会の形成を目指して

機器回収リサイクルサービスは、環境省が認可している広域認定制度の基、廃掃法の規制を受ける産業廃棄物である情報機器の廃棄処理をお客様に代わって行うサービスです。

- 業者の選択、マニフェストの発行・管理などのワークロードが軽減されます。
- IBMが廃棄処理工程を管理しますので、法律を順守した処理が可能になります。



## 以下のようなお客様にお勧めします

- 使用済みIBM機器とその関連周辺機器の廃棄を希望されるお客様
- データ消去支援サービスに引き続いて廃棄を計画しているお客様

## 安全かつ確実に輸送し、高い資源リサイクル率で処理

### サービス内容

- お客様の使用済みのサービス対象機器を回収し、再資源化処理の促進および最終処理を行います。法令および認定された適切な方法に基づき、これらの一連のサービスを提供します。
- 本サービスの遂行に当たり、認定された輸送会社および再資源化処理施設(中間処理業者)を選択します。
- サービス対象機器は、IBMが選択した輸送業者によってお客様の指定する引取場所から回収され、中間処理業者へ運搬されます。
- IBMが選択した中間処理業者は、広域認定の処理プロセスに従い、手解体・機械選別と破碎組み合わせによる分別を行い、材料資源の再利用化率の向上および熱回収高炉還元剤などでのリサイクル利用と最終処理効率の向上に努めます。

- サービス対象機器について、産業廃棄物管理表(マニフェスト)を起票し、廃棄の処理が終了するまで管理を行います。また年度ごとの環境省への報告を実施します。マニフェストは5年間保管します。
- サービス対象機器について、破碎が終了した時にお客様に「資産減却報告書」を提出します。

### サービス対象機器

IBM機器が対象となります。  
関連周辺機器についてはお問い合わせください。

機器回収リサイクルサービスの詳細情報は下記のWebサイトをご覧ください。  
[ibm.com/services/jp/index.wss/offering/its/b1331145](http://ibm.com/services/jp/index.wss/offering/its/b1331145)

お問い合わせは、IBMビジネス・パートナー、製品販売店、弊社営業担当員、  
または、ダイヤルIBM (☎0120-04-1992)へ。

受付時間: 月～金 9:00～18:00 (祝日、12/30～1/3を除く)

携帯電話等でおかけのお客様は下記の電話番号をご利用ください。

ダイヤルIBM 03-6220-8002(この場合、通話料金はお客様のご負担となります)

IBM、IBMロゴ、ibm.comは、IBM Corporationの商標。  
他の会社名、製品名およびサービス名等はそれぞれ各社の商標。



日本アイ・ビー・エム株式会社

〒103-8510 東京都中央区日本橋箱崎町19-21  
09-11 Printed in Japan

●このカタログの情報は2011年9月現在のものです。仕様は予告なく変更される場合があります。●記載のデータはIBM社内の調査に基づくものであり、全ての場合において同等の効果が得られることを意味するものではありません。効果はおお客様の環境その他の要因によって異なります。●製品、サービスなどの詳細については、弊社もしくはビジネス・パートナーの営業担当員にご相談ください。